	人 部科与	省「取	終的な調整	怪					
管理 番号		区分	上 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容 具体的な支障事例	制度改正による効果 制度 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) 根拠法令等 ・関係	の所管 団体名 系府省 団体名	名 その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
2	区分 B 均 地規 1 5 1 5 5 6 6 7 8 9 1 1 1 2 2 2 3 4 5 6 7 8 9 9 1 1 1 1 1 2 2 2 3 4 4 5 6 7 8 9 9 1 1 1 1 1 2 2 2 3 4 4 5 6 7 8 8 9 9 9 1 1 1 2 2 <td>分野 (本)</td> <td>をが許ら適化</td> <td>いること及び幼稚園教諭の 材は限られており、資格の取得にあたっての特例は必要不可欠な状況であ 普通免許状を授与している る。そのような中、特例の実務経験の要件において、保育士が幼稚園教諭の</td> <td> ているような自治体において、保育教諭の確保ひいては、幼保連 規則 、携型認定こども園への移行が容易となる。また、事業者にとって も、資格の特例の門戸が広がることで多様な人材を保育教諭とし </td> <td> </td> <td></td> <td> 団体名 公当自治体においてもへき地保育所は、地域の児童の受け入れた酸として正重要な機能を果たしている。当該施設の所在地は待機児童を 物えており、かつ子育ての拠点となるべく効性・実情変認定ことも図っておけて、保育上不足の状況も踏まえ、経験ある限られた人材を活用する措置が必要である。</td> <td></td>	分野 (本)	をが許ら適化	いること及び幼稚園教諭の 材は限られており、資格の取得にあたっての特例は必要不可欠な状況であ 普通免許状を授与している る。そのような中、特例の実務経験の要件において、保育士が幼稚園教諭の	ているような自治体において、保育教諭の確保ひいては、幼保連 規則 、携型認定こども園への移行が容易となる。また、事業者にとって も、資格の特例の門戸が広がることで多様な人材を保育教諭とし			団体名 公当自治体においてもへき地保育所は、地域の児童の受け入れた酸として正重要な機能を果たしている。当該施設の所在地は待機児童を 物えており、かつ子育ての拠点となるべく効性・実情変認定ことも図っておけて、保育上不足の状況も踏まえ、経験ある限られた人材を活用する措置が必要である。	
8	B 地方に緩 に緩	医療・福祉	児に対する 訪問看護の	健康保険法の訪問看護の 適用範囲について、必要に	医療的ケア児の保護者の負担を軽減し、働きやすくすることができ る。	京文厚生 富山市		豊田市、京都市、南あわじ市、鳥駅県、 末、島東県、 米子市、山陽	は、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえて、検討することが必要であると考える。 具体的には、医療的ケア児が保育所等へ通うことを支援するために、例えば保育所においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の配置を推進しているところであり、学校においては「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により小・中学校への看護師配置や幼稚園の巡回に要する経費の一部を補助している。医療的ケア児の支援については、保育所等への受入れも含め、医療、福祉、障害、教育等の分野が一体的に検討を行う必要があることから、文部科学省及び厚生労働省の関係部局により構成される「教育・福祉の連携・協力推進協議会」の下に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」を設置し検討を進めているところである。保育所等における医療的ケア児の支援の適切な在り方についても、現行の支援策を含め、引き続き当該WGにおいて議を深めてまいりたい。なお、我が国の公的医療保険制度は、被保険者の疾病又は負傷に対する治療を保険給付の対象としており、訪問看護については、疾病又は負傷に対する治療を保険給付の対象としており、訪問看護については、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって主治医が訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象をすることがら、居宅以外の場所における医療的ケアを公的医療保険制度の給付対象とすることは健康保険法等の想定するところではない。特に、医療保険の対象である居宅における訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象である。こといら、居宅以外の場所における医療的ケアの実施については、サービス提供の目的、提供に係る時間や費用、提供する場の状況、提供者の担うべき役割といった観点から訪問看護になじむのかといった課題がある。さらに、同時に当該保育所等に在籍する複数の児への対応が求められる場合には、1対1の個別のサービスを提供のも訪問看護の性格になじまず、医療保険給付の安全かつ効率的な実施に資さないと考えられる。さらに、保険者等の大きな財政負担や児の保護者の新たな財政負担を伴うものであることから、医療保険の訪問看護の給付範囲の拡大を前提とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解				ᄼᄭᆖᄼᇬᄴᆉᄿᄼᇬᄖᄝᅉᇆᄜᆉᄀᄿᅉᅷᄼ
	補足 見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 補足 資料	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
2 へき地保育所に勤務している保育士が幼稚園教諭免許状を取得する際、一番最初に一情報収集する資料が、免許状取得課程を有する大学等の通信教育の募集要項やパンフレット等(以下、「募集要項等」という。)である。そこには、へき地保育所が勤務経験に含まれることが記載されていない象集要項等も見受けられる。よって、取得を目指す保育士に適切な情報が伝わっていないのが現実であり、そこで勘違いをして、幼稚園教諭免許状取得を断念することもありえるので、関係機関へ適切に情報を周知し、募集要項等に適切に明記できるようにすべきである。	具件	変料 【全国知事会】 幼保連携型認定こども園に配置する職員の資格について、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任することにより地域の実情に応じた人材の確保を可能にすること。なお、条例に委任する際には、従うべき基準とはしないこと。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		へき地保育所が勤務経験に含まれることについて関係機関に周知を行う。 文部科学省ホームページにおいては、幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例に 関するQ&Aに、へき地保育所が勤務経験に含まれることを明記した。	(5)教育職員免許法(昭24法147) (ii)保育士に対する幼稚園教諭免許状取得の特例(附則18項)については、
8 保育所等における医療的ケア児の受入促進のため、看護師の配置など受入体制の整備を図る「医療的ケア児保育支援モデル事業」「教育支援体制整備事業」については、人材保険の難しさから、なかなか事業の着手に至らないのが実情である。本市では、保護者が施設に出向いてスポット的な医療的ケアを行うなどのサポートが出来れば、受人れが可能となるケースもあることから、こうした場合に訪問者護が活用できれば、受象の症状や性格等に精通した看護師が派遣されることで、保護者の負担が整減されるとももに、施設においても安心患も高まり、受入れに向けての第一歩が絡み出せるものと考えている。国のモデル事業等の導入にあたり、月 養護の達集の事物に対してよるとり、大きないで、大きないのでは、受免がア児の受入実務を増やし、ケットので、大きないでは、大きないではないでは、大きないでは、大きないではないでは、大きないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	医療的ケア児者の保育所等の利用にあたっては、保護者の付き添いが必要であったり、保護者の全額自己負担による訪問看護の利用などがあったりすることから、保護者の負担が大きい。検討を進め、議論を深めていくとのことだが、喫緊の課題として早急な対応が必要であると考えている。 【京都市】 以下のことから、必要に応じて、健康保険法の訪問看護の適用範囲について、「居宅」以外の保育所等を訪問先として認めるべきと考える。 ・児童福祉法で医療的ケア児への保育提供体制が義務付けられている中で、被保険者の疾病又は負傷に対する治療のためであれば、訪問看護の対象を拡大しても、公的医療保険制度の趣旨を損なわない。 ・児童福祉法改正の趣旨から、医療的ケア児への保育提供体制を広く構築し、安定的運営が行える環境を整備していく必要がある。 ・訪問看護の適用範囲が拡大され、医療的ケア児が保育所等を利用できることで、保護者の就労が可能になり、保護者の経済的な負担は軽減される。 ・訪問看護サービスを保育時間全てで利用するのではなく、医療的ケアが必要な時間帯だけ、医療保険の対象である居宅における訪問看護と同程度のサービス内容(例	る。 は に に が が が	での医療的ケア児の受入れ体制を十分に整備できない旨が提案団体から示されていることを踏まえ、保護者のニーズや地域の事情に合わせた受入れ体制を整備するため、保育所や学校等への訪問看護を公的医療保険制度の給付対象とすべきではないか。 〇1次ヒアリングでは、提案を実現しようとすると訪問看護に関する公的医療保険制度の給付の範囲が際限なく拡大するのではないか、大きな財政負担を伴うものであり保険者等の理解を得られないのではないかといった懸念が示されたところであるが、かかる懸念をどうすれば解消できるかについても検討すべきではないか。	保険制度において、保育所(認定こども園を含む)や学校における支援は各制度の予	備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による 対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進 する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて 必要な措置を講ずる。

	文部科:	字省 「	終的な調整	整結果」								
管理	提	案区分	上 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	容	制度改正による効果	根拠法令等制度	の所管・団体	よ々 その他		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
番号	区分	分野	(事項名)	水のの相直の具体的内容	会	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	依然因为	系府省 □ □□□	(特記事項)	団体名	支障事例	台州省からの第1次四合
18	B 地方に対 力 和	教育・文化	教員に対す る小学校教 諭免許状の	許状を取得する場合に、小学校の専科教員の在職年	「現状】中学校教諭普通免許状の所持者が、教育職員免許法別表第8に定める在年数と修得単位数により小学校教諭免許状を取得する場合、在職年数にいては基礎となる免許状の学校種におけるものとされていることから、中学教諭普通免許状所持者が小学校専科教員として勤務した期間を別表第85欄に定める在職年数に算入できない。このため、中学校での3年以上の勤終験がないものの、小学校において長年にわたり専科教員として活躍してきた者が容易に小学校教諭免許状を取得できない状況にある。 【制度改正の必要性】学習指導要領の改訂により2020年度から小学校5、6年生の外国語科及び3、4年生の外国語活動が導入されることから、中学校教諭普通免許状(外語(英語))を持つ教員の、小学校教育における必要性が増している。また、平成31年1月25日付け中央教育審議会を申(※1)において、「学校における働き方改革」の視点からも小学校の教科担任制の充実が挙げられたとに加え、平成31年4月17日付け文部科学大臣から中央教育審議会への間(※2)においても、教科担任制に関する検討を依頼するなど小学校におる教科指導の充実が求められている。 ※1「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のめの学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」※2「新しい時代の初等中等教育の在り方について」	ながることが期待される。また、教員の人事配置等において柔軟な対応が取れるようになる。 なお、現状でも中学校免許保持者が小学校において専科教員として授業を行っており、その実務経験を基に免許状を授与することは実態に合ったものと考えられる。	条及び別表第8	東京都		宮市板市市村大市熊県城福区村東京府愛市、橋山東河南、大市熊県、島、横島都、媛、本川県川原浦市高県宮	る。小学校での勤務年数を小学校免許取得時の在職年数に含めることができれば免許を取得する専科教員が増え、その結果、より柔軟で充実した指導ができるようになる。 〇以下の支障事例が生じている ・小学校講師が不足しているので、小学校教諭免許状を持つ人が増えるのは人員配置面で有効である。 ・小・中両方の免許を取得することで小中間での交流や異動等が容易となる。	中央教育審議会に対して諮問を行った「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の中の、「新学習指導要領に示された児童生徒の発達の段階に応じた学習内容
30	B 地方に対する規制緩	· 医療· 福祉	施設整備交	金及び保育所等施設整備	付 認定こども園施設整備交付金は文科省、保育所等施設整備交付金は厚労から保育所等の整備に係る費用の一部を補助するが、国からの資金交付が年度末であるため、当該費用について事業者が立替え払いする必要がある施設整備等に係る経費は事業者にとって負担が大きく、立替え払いは資金りの負担となっている。このことが事業参入や事業拡大の障壁となり、創設増築等必要な施設整備が進まない原因となっている。また、両省は範例を理由に内示後に事業着手して良いこととしているが、整事業を年度繰越する際、内示後から交付決定前の事由(地元との協議等)はよる年度繰越は財務省が認めていないため、繰越事由に苦慮している。	が 設整備等が事業者の資金繰りに与える影響を低減することができる。 るとともに、適正な事務の執行が図られる。 や		ì、厚生		橋市、高槻	②認定こども圏施設整備交付金において、当県では内示後、交付決定前に事前着手をする場合は事前着手の承認が必要となっており、 年度内に事業を完了させるためにはほとんどの場合事前着手の必要があることから、交付決定に相当の期間を要することが事務負担の 増加につながっている。 ○内示後、交付決定前の事業着手が認められているので、事業着手後の不測の事由であれば、それが交付決定前であるから繰越理由 にならないというのは不合理である。繰越が困難であるため、事業規模によっては、工期において事業者に多大な負担を強いることになっている。 交付決定の早期化(内示日と同日とする等の運用も含む)が必要であるとともに、内示についても、遅滞なく年度当初に示されることを求める。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 ○回様の支障人びでは、ままでの期間が長く、また内示後の事業着手しか認められないため、結果的に工期が短くなり、年度内の 工事完了が難しなる事例が生じている。 ○文科省の交付決定時期が遅いことから、計画的な施設整備に支障をきたしている。 ○文科省の交付決定時期が遅いことから、計画的な施設整備に支障をきたしている。 ○当市では、基本的に国等の交付決定を受けた後に、事業者に対し、市の交付決定をおろすこととしている。現状の国の要綱発出スケ ジュールでは、年度末に要綱が発出されることが多いため、交付決定前に事業が完了するという不具合が生じることがある。そのため、そ のような場合には事業ごとに財政部局と調整のうえ、例外的に交付決定を市独自で行っているが、その調整に多大な時間を要しているこ とから、早期に要綱の策定に取り組まれたい。 ○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑は事務処理が発生している。	内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い、各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。また、交付決定についても内示日から交付決定までを迅速に行えるよう取り組んでいるところである。 資金交付については、認定こども園施設整備交付金においては年度途中に概算払いを行っているところであり、保育所等交付金においては年度途中に国庫の支払を希望する事業の確認を行い、希望があった際にはその都度支払手続を行っているところで
38	B 地方に対和		を行う外国 青年招致事 業(JETプロ グラム)に係 る関係省庁	いて、総務省等関係省庁が びクレアが十分に連携を図り、地方公共団体の意見も 踏まえたうえで、事業の概要や通知スケジュール等を 定めた要綱等を作成し、通知すること。	フリビアプログラムの導入にあたっては、連絡事項等について、関係省庁とクレから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわかりづらい活か、管内市町村への連絡取りまとめを行う都道府県の立場として、事務があめづらい状況におかれている。 具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規配置要望調査(①)について、クレアからJETプログラムの概略資料等がないままに照会が届き、そ9日後、関係省庁(総務省、外務省、文科省)からJETプログラムの概略や時間を促す通知(②)が届いている。 県では、①の到着後速やかに管内市町村等へ照会していたため、②が届くに「JETプログラムを活用しない」と回答している団体もあり、連絡調整に苦し、制度活用の妨げとなっている。	 が明示された事業要綱が定められることで、国としての政策的な意図を、的確な時期に県や市町村へ正しく伝えることができる。これにより、活用を検討する団体の増加が期待できる。の あ 	① 100 年 350 年 350 年 350 年 350 年 8月20日 日 10 日	外科学 秋県湯本市小町 田男市市山町東原市市山町東原東市市山町東原東市市山町東原東市市山町東原東市市山町東原東市市山町東原東東東東東東東東東東	鹿市、 、由利 、大仙 北市、 、羽後	大阪府、宮崎市	高 ○平成31年度JETプログラム人員割会費の引き上げについて、交付税額の引き上げに関する総務省の通知がないままに、CLAIRから交付税額の引き上げを前提とした会費引き上げの第一報がメール本文であり、混乱が生じた。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月~6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。

管理	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解			担党基件や記事明如人なこのそれ事を記の担上(手上東西)	を立めたこの体の相同体	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針
番号	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	補足 資料	·····································	補足	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	(令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	中央教育審議会で検討していくものとのことであるが、本提案についても、教員免許に関する論点の一つとして位置付けて前向きに議論していただきたい。あわせて、本案に御対応いただけることとなった場合、その内容と今後のスケジュールについて、提示可能となった時点で御提示いただきたい。	, , , ,		— 【全国 提案 <i>0</i> 【全国	市長会】 D実現に向けて、積極的な検討を求める。 町村会】 団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	できるだけ早期の提案実現に向け、積極的な方向で検討を進めていただきたい。		(5)教育職員免許法(昭24法147)
	「年度途中に国庫の支払を希望する事業の確認を行い、希望があった際にはその都度支払手続を行っている」とのことだが、実際の手続きにおいては、年度途中の概算払いについて応じてもらえないケースもあり、制度の活用状況について確認のうえ、検討をお願いしたい。				市長会】 フ実現に向けて、積極的な検討を求める。		交付決定及び資金交付については、これまでも早期化の取り組んできたところであるが、より一層の改善が図られるよう、地方自治体の意見も踏まえつつ検討をしてまいりたい。	(11)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等につい ては、事業の一層の早期着手を推進する観点から、地方公共団体の意見を
	関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきたい。回答にある5月~6月に開催される会議等において関係三省が制度周知を図っていることは承知しているが、同会議での情報提供は、昨年度までの状況をとりまとめた内容にとどまっており、当該年度のスケジュール等が示されていないほか、具体の活用に向けた検討を促す内容でないことから不十分である。現在、事業の全体像が示されないまま、関係機関から順が前後して五月雨式に通知や事務連絡が発出されているため、現場で混乱しているものである。このため、JETプログラム導入に向けたスケジュールを関係機関が連携して定め、地方自治体に提示していただきたい。できれば、関係三省からの通知と(一財)自治体国際化協会からの通知を同時に発出していただく等、各自治体で事務が進めやすくなるようお願いしたい。このような改善ができないとすればその理由は何かについて、回答をお願いしたい。このような改善ができないとすればその理由は何かについて、回答をお願いしたい。			上 【全国	市長会】		今年度は、御意見を踏まえ、関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和元年8月19日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出することとしたところ。また、本年1月~6月に開催された各種会議では、活用促進に係る資料を配付するとともに積極的な活用の検討をお願いしたところであるが、今後、地方自治体における検討時間の確保に資するため、配置スケジュール等についてもお示しすることとしたい。	(13)語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知す

管理 番 [·]	計 区分	是案区分 ————————分		具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省 団体名	その他 (特記事項) 団体		各府省からの第1次回答
39		対 その他	JETプログラムの導入についませんの導入について、地方公共団体の予算係る事務の運用改善に対し、遅くとも5月(新年度体制が整い、早期に検討を始められる時期)までには通知等の文書を発出すること。発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書	平成31年度の導入に向けては、新規配置要望に係る調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月頃までに発出されていれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念することなく要望できた可能性があった。なお、現在のところJETプログラム活用している市町村の多くは教育委員会(ALT)のみであるが、近年では、首長部局によるCIRの活用検討に係る問い合わせが増えつつあり、導入実績のない部署で新規に活用する場合、検討はゼロからのスタートになるため、今後はさらに予算や議会との調整期間が必要となる場面が増えるものと想定される。	ジュールで断念することなく、導入を実現することができる。	①付「「外(係ジLに般際ラ②付プ活知政省室等育③付「「外(係任望会自E長350場」))。 1)では、1)では、1)では、1)では、1)では、1)では、1)では、1)では、	本莊市、大仙市、仙北市、河坂町、東成瀬村	大阪府、 市、大村 宮崎市		催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当 ┃
48	Bす和 地規 方制		児に対する 適用範囲について、必要に 訪問看護 応じて「居宅」以外の保育	医療的ケア児の受入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上難しい。 健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、保育所等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限され、保育士等だけでの対応に限界がある中、医療的ケア児の受入れが進まず苦慮している。	医療的ケア児の受入体制が強化できる。	健康保険法第63条、第88条	内科学省	市、横浜 相模原市 賀市、須 市、豊橋	市、 看護が適用されれば医療的ケア児の受入れを広げることが可能となり、児童の集団保育の機会確保に資すると考える。 京都 〇当市においては、提案団体同様の課題に対して、障害福祉部門において、「施設」在籍児童を対象に訪問看護師派遣事業を実施して り、全額公費負担している。保育対策総合支援事業費補助金の対象ではあるが、健康保険対象でないため、事業費の負担が大きく、予 確保に困難がある。保険対象となれば、支援対象の医療的ケア児数を拡大することができる。 米子 〇入所施設が保険適用の範囲外であることから、保護者がケアに出向くことで入園しているが、保護者の負担が大きい。 〇小中学校での医療的ケア児の受入れに関する相談は年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看認 師の確保や予算の関係上、保護者の要望にすべて応えることが困難な状況である。健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師	は、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえて、検討することが必要であると考える。 具体的には、医療的ケア児が保育所等へ通うことを支援するために、例えば保育所においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の配置を推進しているところであり、学校においては「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により小・中学校への看護師配置や幼稚園の巡回に要する経費の一部を補助している。医療的ケア児の支援については、保育所等への受入れも含め、医療、福祉、障害、教育等の分野が一体的に検討を行う必要があることから、文部科学省及び厚生労働省の関係部局により構成される「教育・福祉の連携・協力推進協議会」の下に「医療的ケア児への支援における多分野の連携支援の適切な在り方についても、現行の支援策を含め、引き続き当該WGにおいて議論を深めてまいりたい。なお、我が国の公的医療保険制度は、被保険者の疾病又は負傷に対する治療を保険給付の対象としており、訪問看護については、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって主治医が訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象であることは健康保険法等の想定するところではない。 特に、医療保険の対象である者であって主治医が訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象であることは健康保険法等の想定するところではない。 特に、医療保険の対象である目とは健康保険に合わせて行う医療的ケアを公的医療保険制度の給付対象とすることは健康保険に合わせて行う医療的ケアの実施については、サービス提供の目的、提供に係る時間や費用、提供する場の状況、提供者の担うべき役割といった観点から訪問看護になじむのかといった課題がある。さらに、同時に当該保育所等に在籍する複数の児への対応が求められる場合には、1対1の個別のサービスを提供する訪問看護の性格になじまず、医療保険給付の安全かつ効率的な実施に資さないと考えられる。さらに、保険者等の大きな財政負担や児の保護者の新たな財政負担を伴うものであることから、医療保険の訪問看護の給付範囲の拡大を前提とすることは困難である。

善 理	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解				全和元年の地方からの担実等に則せて対応士を
番号	分所	足料 見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 足 料	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきたい。 回答にある会議での情報提供は、昨年度までの状況をとりまとめた内容にとどまっており、当該年度のスケジュール等は示されておらず、具体の活用に向けた検討を促す内容でないことから不十分である。 地方自治体において、予算の確保や制規事業の提案等、具体的な活用に向けた検討にあたっては、事業概要等の詳細が明記された正式な通知文書が必要である。 大書の発出時期については、回答の5~6月に開催される会議と同時別とするなど、現在の8~9月よりも早期に発出していただき、各自治体が検討する時間を確保できるようお願いしたい。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今年度は、御意見を踏まえ、関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る適知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和元年8月19日付事務連絡)を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出することとしたところ。また。本年1月~6月に開催された各種会議では、活用促進に係る資料を配付するとともに積極的な活用の検討をお願いしたところあるが、今後、地方自治体における検討時間の確保に資するため、配置スケジュール等についてもお示しすることとしたい。なお、JETプログラム参加者の配置要望調査については、その年度における7~8月来日のJETプログラム参加者の配置状況や参加者の来年度の再任用の状況を踏まえ、一定の照会期間を設けて実施しているものであり、現状においては、照会の早期発出は想定していない。	(13)語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事 業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早 期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知す
	当市提案の趣旨は、モデル事業等自体を訪問看護に置き換えることにあるのではなく、医療的ケア児の居宅における看護として訪問看護によるケアが定着しているという現状を踏まえ、既に居宅におけて利用している訪問看護によるケアが定着しているというの医療かケアパスーズに実施されるといった有利な面があることから、保育所等での継続利用を保護者の選択肢の一つとして加えることにある。また、その結果、看護師を確保できるまでのつなぎの期間の利用や、食事など医療的ケアが必要とされる時間帯のみの利用など、多様なニーズに柔軟に対応できる体制を構築できるようにもなる。また、その結果、看護師を確保できるまでのつなぎの期間の利用や、食事など医療的ケアが必要とされる時間帯のみの利用など、多様なニーズに柔軟に対応できる体制を構築できるようにもなる。とまた、児童福社法第6家条の6第2項が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、路)必要な措置を譲ずるように表しながなければならない、としていることに鑑みると、主治医定より集団保育を経験する機会を高めることは必要であると考える。おしたがし、東田保育を経験する機会を高めることは必要であると考える。という問題を関係しているかけではない。具体的には、保育所等へ適用範囲のが加入を求めているが、労力では、まで拡大し、集団保育を経験させたい、という保護者のでの利用ではなく、経管栄養など、1回の訪問が1、2時間程度に限られる医療的ケアでの利用ではなく、経管栄養など、1回の訪問が1、2時間程度に限めると、表育の等の環境や児の状態に合わせた適切な医療とサービス提供事業所とが1対1で契約を締結した上での利用を想定している。したがつて、本提案が実現した場合でも、保護者のいては、上記の児童福社法第68条の6第2項の趣旨なた。と、経験者等の財政負担については、上記の児童福社法第68条の6第2項の題旨なよと、利用時間の制限など、一定の関係者を経験させたい、という保護者のニーズに応えるものと考える。また、保険者等の財政負担の極いたけ、発力が増えたとしても集団保育を経験させたい、という保護者の二とが保護者により報告により対しない。という保護者の上では、保護者がいくつかある選択肢の中から、経済的負担の拡大は必要者によりできるような環境を関係していると考える。当内としては、保護者がいくつかある選択肢の中から、経済的負担の拡大は必要者によりましている。というは保護者によりましている。というは保護者によりましている。というは保護者がよりましている。というは保護者がよりましている。というは保護者がよりましている。というは保護者がよりましている。というは保護者がよりましている。というは保護者がよりないる。というは保護者がよりないる。というないるというないるというないる。というないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるというないるといるというないるといるというないるというないるというないるというないるというないるというないるといるといるというないるというないるというないるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	展議的ケア児者の保育所等の利用にあたっては、保護者の付き添いが必要であったり、保護者の全額自己負担による訪問者護徳の利用などがあったりすることから、保護者の負担が大きい、検討を進め、議論を深めていくとのことだが、喫緊の課題として早急な対応が必要であると考えている。 【橿原市(別紙あり)】 訪問看護の訪問時間が90分以内であるから、対応できないとは言えない。訪問看護を複数組み合わせること、学校生活を支えることも可能。教負資格のない看護師は医療的ケアしかできないため、他児童生徒、クラス運営、看護師自身の手持ち無少汰な状況等様々な影響がでる。影響を無くすには、必要なときのみ訪問看護を活用するのが妥当。また、市町村で看護師を1名雇用の場合、労働基準法に定められた体憩を取ることが困難で、別途、名、検診ととろとめに雇う必要がある。1時間のケアデけのために、専門性が高く重査な看護を考る人材確保は実質因態で、実際、1名の看護師が体憩な人働かざるをえない。これが、現在の市前村での医療的ケアでの製造を入れ、これが、現在の市前村での医療的ケアでの関係をあるがあるがある。1時間のなどもあるような行為でない。このこを皆結まえを、該当児童生徒ほぼ全員ができるような行為でない。このとを皆まえると、該当児童生徒ほぼ全員が医からからの情報関係もある訪問看護と無保険適応が居を利用のよいあるため、市町村が全額自費負担で訪問看護と実約を実施、教育支援や制整備事業費補助金では3分の1の補助しかな、市町村の財政負担は大きい。 即等者差別解消法により、保護者の付き添いなしに医療的ケアルが学校生活を実施できる権利を保険しなければならないことと踏まえ、日常生活の場の一部に学校があるため、日常生活に医療的ケアが必要であると主治医が認め指示書がでる場合、学校・幼稚園等、訪問場所を問わず訪問看護を医療保険適応することが解言者の権利を維持するためにも必要。	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	での医療的ケア児の受入れ体制を十分に整備できない旨が提案団体から示されてることを踏まえ、保護者のニーズや地域の事情に合わせた受入れ体制を整備するが、保育所や学校等への訪問看護を公的医療保険制度の給付対象とすべきではないか。 〇1次ヒアリングでは、提案を実現しようとすると訪問看護に関する公的医療保険制度の給付の範囲が際限なく拡大するのではないか、大きな財政負担を伴うものである。	に等 医療的ケア児の支援については、医療機関や在宅での治療に係る支援は公制医療 保険制度において、保育所(認定ことも園を含む)や学校における支援は各制度の予 2 算事業において対応を行っている。 保育所や学校におけては「医療的ケア児保育支援モデル事業」や「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」によって、看護師の配置に対する場所を行っており、保育所や学校における医療的ケアのための看護師の派遣を 3 訪問看護ステーションに委託する場合であっても、同じように補助の対象としているといったのある。これらの事業により、看護師の常時配置が必要な場合や、訪問看護ステーションの看護師により、看護師の常時配置が必要な場合や、訪問看護ステーションの看護師により、着護師の常時配置が必要な場合や、訪問看護ステーションの看護師により、着護師のでいてご活用いただいているという。これに、福祉分野においては、地方自治体の体制整備を行い、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とした「医療的ケア児等総合支援事業」による補助した行っている。一般30年度の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、市町村における障害児福祉計画の実定が義務付けられたところであり、各自治体における医療的ケア児の受力れが促進されるよう、当該事業を活用した総合的立支援が可能となっている。 すでにこれらの事業による補助を行い、医療保険の給付対象とは重複のないよう制度設計を行っていることから、仮にご提案どおり保育所や学校への助問看護を医療保険の給付対象とすることに、保育所や学校において医療的ケアを受けるに当たって、・既存の事業では支払いの必要がなかった利用者及び保険者からの理解を得ること・現存の事業では支払いの必要がなかった利用者及び保険者からの理解が係るの検討が表していました。 ・現存の事業では支払いの必要がなかった利用者及び保険者からの理解を得ることにの定め事業の廃止を含めた整理を行うこと・現存の事業の活用上の課題があるものと考える。こで、のため、医療保険制度で対応するかも含め、関係者のご意見も何いながら、令和2年度中を目途に「医療的ケアのの支援に対ける多分野の連携強化WGJにおいて課題を整理した上で、対応を検討してまりまりた。 なお、共同提案自治体より医療的ケア児の支援に対する自治体の負担経滅に関する 言及があったが、医療保険制度は保険料と公費と利用との課題があるものと考える。このため、医療保険制度は保険料と公費と利用上の課題があるものと考える。 また、今回のご提案の背景には、現行の事業の活用上の課題があるものと考える。これに課題が考えられる。 また、今回のご提案の背景に対しているといるに対していると考える。 また、今回のご提案の背景には、現行の事業の方に対していると考える。これに表しいのでは表しいのでは、またのでは	(1)健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)

文部科学省「提	最終的な調 	月整結果」 			_				_		
提案区分 管理	提 <u>案</u> 事項	 求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果	根拠法令等	制度の原		その他		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
番号 区分 分野	(事項名)		六件単の人件手の	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	TRICIA II 4	・関係府	f省 「「「「「」」	(特記事項)	団体名	支障事例	日間 日が りのみ 「久国日
57 B 地方に対 教育・文化 する規制緩和	おける前日	おいて、「給食の食品は、 原則として、前日調理を行 わず」と定められているが、 前日調理を規制している根 拠(リスク)を明確に示した 上で、このリスクを排除する ことができる場合は前日調	本市では、平成29年度に最大1万2千食/日を調理できる民設民営の学校給食センターを開設し、献立にも工夫を加えながら、より多様な給食の提供に取り組んでいる。こうした中、食材として多くの根菜類を使用する献立の場合、その下処理(泥落としや皮むき)に時間を要することから、これらの作業を給食の提供前日に処理することの可否について文部科学省に確認したところ、学校給食衛生管理基準で原則禁止されている「前日調理」に当たるとの見解であった。本市の民設民営の学校給食センターは、HACCP支援法の認定を受けた高度な衛生管理体制を有する施設であり、前日調理による衛生上のリスクを排除するための取組(冷凍保存等)を行うことができるにもかかわらず、このリスクが具体的に示されていないため、前日の下処理を認められない状況にあり、多彩な野菜を使用した給食の実現の妨げとなっている。	排除すべきリスクが明確になることで、これを排除しつつ多彩な野菜を使用した献立作成等が可能となり、より安全でおいしい給食の実現や地産地消の推進が期待できる。	·学校給食法第9条 ·学校給食衛生管理 基準一第3-(4)-①	理	(金)		子市、川崎 市、鎌倉市、 新潟市、浜松	○根菜類を大量使用する場合は、他に使用する野菜や献立の組み合わせを考慮する必要がある。この場合は、同じような組み合わせになり、変化が乏しい。また、前日に下処理作業ができ、衛生的に保管ができる状態であれば、多彩な献立を取り入れることができ、より一層地産地消の推進につながる。 ○献立によっては、下処理に時間が係る場合があるので、前日の下処理を認めていただければ、下処理に手のかかる地場の野菜をより多く使用でき、地産地消が推進できる。 ○当市では、給食に地場野菜をできる限り取り入れ、使用率の拡大を図るとともに、地元で育った野菜を生産者の想いとともに子どもたちに届けることで、郷土への愛着を育んでいる。しかしながら、地場野菜は、泥つきや形が不揃いなものもあり、下処理に時間を要することが、当日調理の限られた時間の中で仕上げなくてはならない学校給食の場合、使用率が高くなるに比例して、手をかけた多様性のある献立を実現できない現状がある。地産地消を推進するとともに、様々な食事内容に親しみ、食に興味をもち豊かな人間性を育む学校給食の役割を果たすためにも、衛生管理上、安全が確認できる調理作業については、前日調理を可能とするよう規制を緩和していただきたいの当市の中学校給食調理場(HACCP認定施設)については、当初の見込みを上回る食数の調理を行っているが、同様に前日の下処理なできないため、献立作成に制約がある。○前日調理ができないため、乾燥豆を充分浸水できず、本来のおいしい煮豆ができない。前日調理を規制している根拠を示し、豆の前日浸水・冷蔵を認めていただきたい。	こととしているのは、保管時に他からの二次汚染を受けたり、時間の経過により細菌が増殖したりすることで、食中毒の発生につながるおそれがあるためである。同様に、厚生労働省が集団給食施設等における食中毒を予防するための一般的な管理事項を通知で示した「大量調理施設衛生管理マニュアル」(同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設が対象。多くの学校給食調理場が該当。)においても、常温保存可能なものを除き、生鮮食品は1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにすることとされているが、事業者が個別に、適切な方法で衛生管理を実施し、安全性を確保した上で、前日調理を行う場合を一律に排除するものではない。 学校給食衛生管理基準についても、個々の調理に係る状況が様々で個別のリスクについて明らかにすることが困難な中で、「維持されることが望ましい基準」として、食中
61 B 地方に対する規制緩和和 医療・福祉	認定こどもに係る制度	園 係る制度及び施設整備の 所管の内閣府への一元化 を求める。	特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分	幼稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化することにより、同一の内容で2か所に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修	の3、保育所等整備 交付金交付要綱、	備 科学省、∫ 認 労働省 備 ┣			県い賀県豊市大市茨市西わ県愛県市熊県鹿、わ川、橋、阪、木、宮じ、媛、、本、児福き市愛市京府高市兵市市徳県佐大市宮島島市、知、都、槻、庫、鳥、世村、崎市県、新県豊市大市和県南島市高保市大県、、須潟、田、阪、泉、あ取、知、、分、九	〇制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等	- 事業事業や内示時期の統一化・事前開知の徹底 ・協議権法の統一化 ・福助対象経費における、効保の投入方法の明示化 ・等により、事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 管理 番号	補足	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
57	資料	一	資料 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。		提案団体の見解を踏まえ、本件の周知について検討しているところ。	5【文部科学省】 (7)学校給食法(昭29法160) (i)学校給食法(昭29法160) (i)学校給食における前日調理については、学校給食衛生管理基準(9条1項)において、食中毒予防の観点から原則として行わないこととしているが、当該基準は、学校設置者の責任において安全性を確保した上で前日調理を実施することを一律に排除しているものではないことを明確化するため、都道府県教育委員会等に通知する。 [措置済み(令和元年12月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)]
61 これまで行われてきた協議権式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型設定ととも聞いの移行が固体、広ば知が図られてきたところであるが、幼保連携型設定ととせる総行を分配を得していてめたが、規模な投分計算や同一の内容の二名での協議・申請を必要とする報を解析し、完全で一元化を与念して必要であり、国、目治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。	,	日本いただいている対応では、支障事例(両者へ提出することによる事務の頻雑さや過なな事務負担。申請内容に対する両名の見解の相違、推動対象部の別、など)に対する形ではまる。申請窓口一元化という提案に対する回答としては、不十分と考及担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。 在記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。 (歴児島市) (歴児島市) (歴児島市) (世別・一されたが、それ以外の補助金申請書や実情報告書については第一の内容で2分所に提出する必要があり、また、規雑な補助対象経費の扱分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。	② (全国知事会) 設定こども題の施設整備に係る交付金については、特機児童対策や子育て支援の型的拡光の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一総数の場合とから、事務自组の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。 (全国市委会) 接来の実現に向けて、積極的な検討を求める。		を定ことも間に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や切示時期の統一化・事前問知の徹底 ・協議構式の統一化・事前問知の徹底・ ・場別対象を観しまける、幼保の接分方法の明示化 等により、事務負担の軽減に向けて、引き続き関係所省と連携のうえ検討して りたい。	5【文部科学各】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども関施設整備交付金(こいでは、申請に関する様式の共通化を図めなど、幼食建設認定とども関係支軽値する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を1、得る、その衛展上基づいて必要な措置を講ずる。(関係存省・内閣府及び厚生労働者)

	文部科学	学省「最終	終的な調整結果」								
管理	提到	案区分	□ - 提案事項	B.从此点点(***)	制度改正による効果	10 the st. A feet	制度の所管	その他		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
番兒	区分	分野	- 提案事項 (事項名) 求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	耐度の所官 団体名 ・関係府省	(特記事項)	団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
92	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	境内地及び 境内建物の 登録免許税 非課税要件 の明確化 につき境内地、境内建物についての詳細な基準や、具体 的な事例集を作成するない。 がは、非課税とすべき範囲を明確にする。	宗教法人が専ら自己又はその被包括宗教法人の宗教の用に供する境内地、境内建物については、所有権取得登記に伴う登録免許税は非課税とされており、「専ら…宗教の用に供する」か否かについては、宗教法人からの申請を受けて、都道府県知事が証明することとなっている。しかし、従来は別の用途に充てられていた土地を宗教法人が新たに買い増す場合に、どの程度の利用形態を予定していれば足りるかなど、非課税要件を満たすか否かの判断は困難な場合が多い。このことについて国税庁からは詳細な判断基準や事例集などは示されておらず、都道府県は手探りで判断せざるを得ない状況にある。このため、国税であるところの登録免許税の課税について、都道府県によって判断が分かれかねない他、効率的に事務を進める事が困難である。	できるようになる。それによって、不動産取引等の法的地位の早期安定にも寄与できる。	登録免許税法4条2 項、同別表3·12の項 3欄1号、登録免許 税法施行規則4条1 号、昭和54年4月5 日国税庁資産税課長 回答	科学省		県、大分県	〇非課税証明については、過去の事例や他県の状況などを参考にしている。基準や事例集が示されれば効率的に事務を行うことができると思われる。(※参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	りたい。
93	B 地方に対	† 教育・文化	臣が指定す の新規指定申請や変更承 る看護師学 認申請等について、他の大 校等の指定 学の学部と同様に、都道府 申請書及び 県経由の義務付けを廃止	大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等については、各大学が直接、 文部科学省に申請しているが、看護学部等の場合は、都道府県を経由して申 請することとなっている。 看護学部等の場合も、実質的な審査やそれに基づく認可等は文部科学省が 行っており、当該学部等のみ都道府県を経由する必要性はない。また、申請 者にとっては、都道府県を経由することにより、認可等までの手続きに時間が かかっている。	より、申請事務が効率化し、申請者の利便が向上する。	保法条線条検法1法法条士1生条歯第条ジゆ律条法条健施17師の会替施、12条士・4村子のお田師行条では、12条は、12条は、12を表がは13等令、第12療子、12を表が、13等令、第12療子、12を表が、13等令、第12療子、12を表が、14を表が、14を表が、15を表が、1	3 厚生労働省		宮城県、山県、川県大分県、川県大分県、川崎、山県	〇当県でも同様の状況がみられ、申請者からすると県経由による手続きに時間がかかっている。書類内容の指導等は国と大学等が直接行っているため、補正があった場合の書類は保管されないことから県を経由する必要性は低いと感じる。	学校に係る申請については、指定者からみれば、国に直接申請を行うよりも、身近な 都道府県に申請を行う方が便利であり、また申請に当たって、地域の医療従事者の 確保の状況等地域の医療提供を踏まえた適切な助言等を期待できるという利点もあ るものと考えられるため、都道府県に対して経由規定を設けている。 このため、引き続き都道府県知事を経由して行うこととしたい。
99	B 地方に対対 おおおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり おおり	教育・文化	施行令等に る公私立大学が行う文部 基づく公私 科学大臣への各種申請・届 立大学の申 出における都道府県経由 請・届出にお 事務の廃止。 ける都道府 県経由事務	立大学(国立を除く)である場合は、所在地の都道府県を経由して文部科学大	る。大学から文部科学省への文書送達日数が削減され、大学及び文科省の事務処理に余裕が生まれる。	保法が表に第2分には、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11	知事会	兵庫第一 兵庫第一 兵庫第一 大声 大声 大声 大声 大声 大声 大声 大	長野県、大分 県	〇当県でも同様の状況がみられ、申請者からすると県経由による手続きに時間がかかっている。書類内容の指導等は国と大学等が直接行っているため、補正があった場合の書類は保管されないことから県を経由する必要性は低いと感じる。 ○大学への指導権限等がないにもかかわらず、申請書類についての問合せへの対応等、当県でも事務負担が生じている。指導権限のある国と申請者が直接やりとりできるように経由事務を見直すことは、事務効率性及びタイムリーな指導という観点からも経由事務の廃止は必要と考える。	確保の状況等地域の医療提供を踏まえた適切な助言等を期待できるという利点もあ

	友应从以下不被工作中的工作,以下不可以以下不可能					
管理,番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	非課税の範囲の詳細な基準、非課税の要件の具体的な事例集があることにより、非課税とすべき範囲が明確化され、効率的な事務処理が可能となることから、ぜひ、早急な対応をお願いしたい。	□ (対象) (対象) (対象) (対象) (対象) (対象) (対象) (対象)			登録免許税の非課税証明の事務に際し、登録免許税法別表第三の十二(第三欄第一号)において規定する「専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地」に該当するか否かについては、各々の宗教法人の特異性や実際の使用状況等により、個別具体的に、都道府県知事において判断していただく必要があると考えており、ご提案の詳細な基準や事例集を示すことは難しいと考えている。そのため、引き続き、宗教法人事務の担当者が集まる研修などの機会において、積極的に都道府県の間で証明事務に関する情報交換をお願いしたいとともに、個別の証明事務に際し、登録免許税法の一般的な解釈(国税庁)や宗教法人法第三条の解釈(文化庁)に疑義が生じた場合には、必要に応じて、文化庁を窓口としてご相談いただきたい。	(6)宗教法人法(昭26法126)及び登録免許税法(昭42法35) 宗教法人が受ける登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の 証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた 場合には、文化庁を窓口として相談に応じる。 (関係府省:財務省)
	要知県への申請等については、指定者から郵送されるため、身近な都道府県の方が 便利であるとは、一概に言えないと思われる。また、指定者において、県用の副本を 作成する事務も発生している。 地域の医療提供状況については、これまで助言をしたことはない。今後、申請等に当 たり、都道府県の医療提供状況の確認が必要であると判断される場合は、その旨を、 都道府県等への要請があれば貴省に提供する。なお、その場合でも、申請等は指定 者から文部科学省に直接申請で、必要な医療提供状況のみ、都道府県等から文部 科学省へ、提供することとして頂きたい。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		また、都道府県は、医療計画において「医療従事者の確保に関する事項」を定めることとなっており(医療法30条の4第2項第12号)、このような医療従事者の確保の観点から、養成施設に係る情報を把握することは必要である。 上記の観点及び各都道府県の状況も踏まえて対応を検討する。	(4)あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法 217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、
	指定者による申請等は郵送で行うことが可能で、押印不要の文書については、メール等による差し替えも認められるなど、直接窓口に出向くことを求められていない。さらに、進達後の修正指示や差し替えは国と指定者が直接行っており、修正後の最終書類について国から都道府県に共有することもなく、進達作業は形骸化しているのが現状である。また、大学は、学則変更などの定例的な届出等を文部科学省に直接提出していることから、本指定申請も含めて文科省に提出した方が利便性は向上すると考える。以上から、「都道府県経由の方が指定者にとって便利」という指摘は当たらないと考える。なお、岡山県では、教育施設代表者で構成する会議等において、各養成所と定期的に意見交換を行っており、そうした場で「適切な助言」等も行うことも可能であることから、経由事務を廃止しても何ら支障は生じない。また、医療関係技術者の養成学校のうち、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士に関する申請等は都道府県の経由が不要となっているが、本提案に係る申請等は経由が必要とされており、その理由が不明である。以上から、経由事務の必要性は無いと考える。本県の意見を踏まえ、経由事務の必要性がある場合はそれを明示する形で、再度回答を示してもらいたい。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		また、都道府県は、医療計画において「医療従事者の確保に関する事項」を定めることとなっており(医療法30条の4第2項第12号)、このような医療従事者の確保の観点から、養成施設に係る情報を把握することは必要である。 上記の観点及び各都道府県の状況も踏まえて対応を検討する。	(4)あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法 217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、

文 i	部科学	省「最終的な調整結果」									
管理	提案区	分		制度改正による効果		制度の所管		その他		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	提案事項 (事項名) 分野 ポめる措置の具体的内容	具体的な支障事例 	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	•関係府省	団体名	(特記事項)	団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
	地規 方規	療・福祉 認定 が 中 請害 類 の ・ 一 ② 内 示 時 期 の 統 一 ② 内 示 時 期 の 統 一 ② 内 示 時 期 の 統 一 ② 内 示 時 期 の 統 一	認定とも園の新僧な楽し対する補助金の申請手続きについて、一つの能 設整備であるもも関わらず、教育部分と保育が分で申請先が異なり、書類も つの整備に2種類の申請者や実結報台書を作成する必要があるため、事務 負担が大きい、また、内示後の工を将すためているが、内示・政 社名平成の20年2月2日、厚が名平成の8年10月 日間、建設・の内示・文 社名平成の20年2月2日、尾が名平成の8年10月 日間、日本に、実施に平成29年度 10月超経分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例が あった。	沿った工期で進めることができる。	児等綱設綱	要 科学省、厚生	茨木市		まい質見豊市大方式方高保方連州 、わ川、橋、阪、庫、、島、知市、児地福き市愛市知府和県南島市愛県、大島方島市、知、多、泉、あ取、媛、大分市知島市、知、多、泉、あ取、媛、大分市知県、新県豊市高市西わ県徳県佐村県、事県、新県豊市高市西わ県徳県佐村県、事	〇協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の 様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が繁雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。 〇当初申請・変更申請において、窓口が分かれていることによる手間、それぞれ申請額を計上するための按分作業の煩雑さ、内示時期の	・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議検式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。 なお、内示時期については、統一した日付で行えるよう文部科学省と厚生労働省両省間で連携を図っている。

管理	 4-1-1	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
管理 名所省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	長藤 長藤 長藤 長藤 長藤 長藤 長藤 長藤	트		/認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底	(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に 関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の 地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を

文部和	4学省「最終	咚的な調整結果」									
答理	提案区分	提案事項 ポカス世界の見休的内容		制度改正による効果		制度の所管		その他		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
番号区分	分野	(事項名) 求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	•関係府省	団体名	(特記事項)	団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
140 B す 和		認定こども園の整備に係る交付金の一元化 ②間接補助となっている文科省分の補助金について、保育の実施主体となる市村への直接補助への変更	一つの施設を整備するに当たつて、厚生労働省と次部料学名それぞれに事前協議や交付申請を行う必要があり、別々に終下室の指示があるため、厚生労働省からの指示により、文部科学名へ提出している協議書も修正となる場方にといる場所が記し、平成29年度には古中活動設で事業費290679千円、協議類の1933年円と文部科学省に協議した、別元学909年91739千円に内宗籍を圧縮された一方、厚生労働省の交付金は協議した。新祥学名に内宗を保留され事業に着手で含むい事業があるなど、文付金制度が2つにつかられた。天成28年度に1/度生労働省の公司を対した。ないるが開発でいる。加えて、厚生労働省の交付金は、市町科への直接補助、交部科学名の交付金は、県各経由した問籍補助となっており、一つの施設に対する場合、保育所機能が分より、イルで利用没有で対して、多なのでは、またが相関機能部がは文部科学名所管の設定による協議を提供する。で、またが相関機能部がは文部科学名所管の設定による協議を提供する。で、またが相関機能部がは文部科学名所管の設定による協議を提供する。で、またが相関機能部がは文部科学名所管の設定による協議を提供する。で、また、当市の国際を表すするの「国際主任を与するのとない、事業者手するの「国方の国際をまってから進めため、素が当たい、活を機能で行う必要が高数は大事務が実践となる大きな要因の一つの施設を整備するために厚生労働省と次部科学省分の予算不足のため、内定の圧縮を受付申請、方所管で制度、表述、当市にも応援を保留されまり、別頭の圧縮や力等にものである。また、当市の所管で制度、対頭の圧縮や力等系があっため、施設を輸出、関することを求める)	への直接補助とすることにより、県、市町村の事務負担の軽減を図るとともに、円滑で安定的な財源確保による市町村の待機児童解消に向けた施設整備計画に大きく寄与するものと考える。	児童福施要育の保存のできます。 はい		島にいわ市には、伊は原島にいわ市には、伊は原島にいわ市には、伊は原民のは原皇のでは、神山市須多本相宮、栄、春、木、本の援に、神山市須多本相宮、栄、春、木、本の援福若市、賀方松馬市鏡村平町茨県新創将知島松、白川		県須市三府高市西わ市愛保市大県知、東、東、東、大市、東、大市、東、東、東、東、西、阪、庫、、島、大本、州、東、田、阪、庫、、島、大本、州県豊市大市茨県南広市佐村市宮地、・橋、阪、木、あ島、世、・崎方	計算や申請などの事務が煩雑になっている。 ○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が繁雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。また、間接補助の文科省分補助金についても、厚労省と同様に直接補助にすることにより、国の内示後の工事契約が可能になるため(現状は県の交付決定後)、円滑な施設整備が期待できる。 ○当市でも同様の支障事例があり、文部科学省の予算不足による内示額が圧縮されたため、国庫補助の不足分を市が肩代わりした経過	・事業事集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議権式の統一化 ・補助対象経費における。幼保の按分方法の明示化 等により。事務負担の経過窓口の計ではころである。 今後も更なる事務負担の経過に向けて関係所名と連携を図っていく。 間接補助となっている認定こども固施設整備交付金については、都道府県と法人間 の補助事業もあるため、市町村への直接補助への変更は困難であると考える。

交付されているという現状は変わっていないことがある。幼児教育・保育の無償化に は対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備す						
日本生で対応が関うれてきた事務手続きの負担経滅対策の効果を否定するものではないが、内閣所への一元化を求める合音点して、一つの施設を整備するに当たってはないが、内閣所への一元化を求める合音点して、一つの施設を整備である。当たって、2種類の文化の主でれても別の名音から、正数は単独とは関係を表す。これをで対応が関連というの表では、支陸事例(国本へ提出することによる事務の傾進や)ではないが、内閣所への一元化を求める合音点して、一つの施設を整備である。その文付金の制度においては、一部をの中で、2種類の文化の主意を表す。これを表現して、一つの施設を推出、申請内容に対する国家とはの表現というない。 「会議研究というの表に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	管理		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針
ではないが、内閣所への一元化を求める背景として、一つの能数を整備するに当たっ て、2程館の交付金が、たれぞ私別の会作がから直接検制を削手物が重な機能を関係するに当たっ 支付されているという現状は変わっていないことがある。幼児教育・保育の無償化に おたり外相配敵間型製造性が取り推動で無力を解したという現状は変わっていないことがある。幼児教育・保育の無償化に おたり外相配敵間型製造性を対しているがある。幼児教育・保育の無償化に 対したり内閣所へ制度・財活を一元化することにより、地方公共団体の事務手結さの 負担軽減と安定性か取り兼保を経済では一元化したする。その文件金の物館において、同様の性 でもつであり、関係省庁から「内閣所への一元化した対する見がをとなり解する場合の実施に発展しているとか。 全、現在、本県では集から法人の・物節は下来がある場合であってもりませかが、都道府県とより再務。日の機が関係により事務。日の軽減が回られているところであるが、窓口の一本化とどを進めること。 「国家です」と、対している方が、大部では、特徴の円盤がなされればよく、直接補助への変更は事務手 ・機能の異なが自然を発展しているといる。な様別に向けて、引き続き関係所省と連携のうえ検討してよい。 ・福藤書といる方は、大部では、特徴の円盤がなされなばよく、直接補助への変更は事務手 ・機能の異な様の円盤がなされなばよく、直接補助への変更は事務手 ・機能の異な様に対している方が、かる合のと考していることがも、要求の場面の製なできたとる。その対しては、特徴の実施とを構造し、手務負担の軽減が回られているところであるが、窓口の一本化とどを進めること。 「国家です」と、対していることであるが、窓口の一本化とどを進めること。 「国家です」と、対していることがも、関係所名と連携のうえ検討してよい。 ・情報的な検討を求める。 ・位は無様なで教え、ない。 「国家の事業が自然を表していることがも、 関係所名:内閣所及び厚生労働名) ・本等集を中柄を踏まえた申請窓のの一本化とどを進めること。 「国家の事業がは、の様間が表していることがも、 関係所名:内閣所及び厚生労働名) ・本等集を関係の機能と観で対していることがも、 ・情報を対していることがも、 関係所名:内閣所及び厚生労働名) ・本等集を対していることがも、 ・信息により事務負担の軽減に向け、、引き続き関係所名と連携のうな検討してい、対保連権を対している。 「国家の事業材に向いたが表す。」 ・本等集を関係の構造において、自然を関係を対している。ないと、 「国家の事業材」は、対していることがも、 のの移行が連集とは、関係のないがよれによって、効保連権型認定 こととも聞への移行が連集とは、関係が表する。ない、 「会は無なの事業を構造し、関係の体制を対している。」と、 ・本等をしていることがも、関係の性がなされなば、関係を関係することでは、、関係が表す、ない、関係のをのする、ない、関係の体制を示する。 ・本等とは、関係を関係を関係を関係をと連携のの変更は、、特殊的な検討を求める。 「国家の事業が関係を関係をと連携が表する」と、 ・本等とは、関係の体制を対している。 ・一体を対しているといているといて、の様には、関係の体制を対している。 ・一体を対しているといているといて、といているといては、関係の体制を対している。 「国家の事業が関係をと連携が表する」と、 ・本等とは、などでは、の様にないでは、、体をである。 ・本等とは、では、は、は、は、関係の体制をは、関係をと連携を関係をは、は、といといる。 ・本等としているのは、といているのはは、は、でとは、といなど、とないなどと、 ・一体を対しているといては、といないなどでは、となる、 ・本が表しているといないとないないないといるといないないといるといるといるといる。 ・本が表しないないないないといるといるといないないないといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる	見	料	足 			
	140	日報 見解	【全国知事会】		認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまい	(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に 関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の 地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を 得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

文部科学省「最	ががいる調査	全桁来」				生 中の正体 この出		く追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
管理 番号	上 提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省 団体名	その他 (特記事項)		各府省からの第1次回答	
S	認定こども園施設整備における交付	たり、厚生労働省部分と文 部科学省部分の一本化を	設定こども圏の整備に係る交付金について、厚生労働省部分と文部科学省 名 部分に分かれていることで、一施設の整備内容であるにもかかわらず、事業 名 者にとっては複雑な技分式で厚労省部分と文料省部分を算出し、また申請に 3 別々に申請を行うことで事務処理に時間を要することとなり、事業者に規律さ を強いることとなっている。(当該有情は市前村や部道原県の教授理にお いても当てはまる。)また申請後の文付決定にあたっても各名の予算確保の 状況等により火橋な時期のずが生じることがあるため、一方の文付金次文 付決定なされているのに他方が未決定という状況となり、過去にはなかなか 事業に着手です。「工事の表」でが遅れ、親東的に関節が在世まりに同に 合わなかった事例もあった。このように、事業者にとっては過剰な事務や事業 開動に向けての不安定な状況を強いと影響が生じている。 (申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	補助申請の一元化により、事業者の円滑な申請や交付決定による計画立案が可能なため、スムーズな認定こども園の整備が可能ななり、ひいては待機児童の解消につながる。	児童の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	内閣府、文部 大阪府、滋賀 科学省、厚生 県、京都府、 労働省 京都市、大阪		団体名	接定にども圏に係る施設整備の事務手続においては、 事業募集や内示時期の統一化 補助対象経費における、効保の授分方法の明示化 等により、事務負担の軽減に向けて関係所省と連携を図っていく。	
202 B 地方に対する規制緩和	員の活用事 例の周知	に基づき導入を検討してい	スポーツの指導をしている人材は存在するが、部活動指導員として位置付け ることが難しい。 ***	舌動の時間帯等を周知していただくことで、人材の確保や導入方	字校教育法施行規則	以		原市、串本 〇当市では、部活動指導員を平成30年度は2名、令和元年度は4名任用し、それぞれの中学校で活動している。教員の働き方改革や部 町、高松市、 活動の質的向上を考えると、今後はさらに増員したい考えがある。しかし、人材確保が課題となっている現状である。 だ 1年和島市、熊 〇外部指導者を対象に候補者を選定していたが、補助要件にそぐわず折り合いがつかなかった。 9	スポーツ庁では、公益財団法人日本スポーツ協会が、スポーツ指導の専門家を運動 部活動の外部指導者(部活動指導員等)として活用をすることを主な目的として開設した「公認スポーツ指導者マッチング」サイトの周知を図るなど取り組んできたが、今後 実施する予定の部活動ガイドラインのフォローアップ調査や今年度実施している委託 事業の成果を踏まえ、部活動指導員の活用事例の周知に努めてまいりたい。	

	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		ーーーーー 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解				
管理 番号		補足資料	日 677	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見補足資料	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
161 回答いただいてい 障事例(両省へ提 する両省の見解の を踏まえた申請窓	見解 - る対応により、事務負担の改善は一定進んでいるとはいえるが、支 出することによる事務の規 を対 の別、など)に対する解決や、当該支障事例 にの一元化とは、不十分と表える。 こよる事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。	_		補足 ┃		/認定こども園に係る施設整備の事務手続においては	(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に 関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の 地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を
202 部活動支援員の活い。	西田事例の周知について、具体的な時期及び内容をお示し願いた 一			- 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		部活動ガイドラインのフォローアップ調査等により、部活動指導員を確保するに当たっての課題とその解決方策、特色ある事例の収集を行い、今年度末までに周知を行う予定。	5【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) 部活動指導員(施行規則78条の2)については、その確保が円滑に進むよう、 地方公共団体における取組事例を収集し、地方公共団体に令和元年度中に 通知する。

文部科学省「最終的な調整結果」			終的な調整結果」 									
管番	景 区分	皇案区分 分野	提案事項 (事項名)求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
225	B 地方にする規制総和	対 医療・福祉	化調査の実 園等に係る耐震化調査に 施一元化 おける調査依頼時期・調査 時点・調査内容(様式)の統 一。	毎年、厚生労働省と文部科学省から認定こども園の耐震化に係る調査依頼があるが、調査依頼時期、調査時点、調査内容(様式)がそれぞれ異なるため、県内市町村及び施設の負担になっている。	各市町村及び各施設の事務負担の軽減に繋がる。	社会福祉施設等の不会福祉を表現するフォークにでは、12日付い事務等に対するでは、12日付本のでは、12日付本のでは、130年5月31日では、19日では、191日では、19	厚生労働省 事	会	会共同提案	市福き市大県市愛県市大市、島市、阪、、媛、、村、県、豊市南広県佐諫市、田、賀市兵わ市高保世早、県い賀市兵わ市高保市熊、わ川、庫じ、知、本	○調査の趣旨がほぼ同一のものであるにもかかわらず、調査項目等が若干異なるため、回答にかかる作業が頻雑になっている。 ○毎年、厚生労働省と文部科学省から認定こども園の耐震化に係る調査依頼があるが、調査依頼時期、調査時点、調査内容(様式)がそれぞれ異なるため、県内市町村及び施設の負担になっている。 ○両調査の対象施設として幼保連携型認定こども園が重複しており、当市における事務及び施設側の負担軽減の観点から、一元化が望ましい。 ○似通った調査内容(耐震化とブロック塀の安全対策の状況調査等)であるにも関わらず調査基準日、調査対象棟、調査票様式が異なるため、国からの調査依頼が同時期であれば(文部科学省と厚生労働省の一方から調査依頼があれば、もう一方から調査依頼が来るかもしれないと数日様子を見る)、県で調査項目をまとめて市町村や事業者の負担を少なぐするための調整を行う等、県の事務が繁雑となっている。文部科学省と厚生労働省の調査時期が異なる場合は、それぞれで調査の依頼を行うため、市町村や事業者の負担が大きくなるため、調査時期や内容を統一するか、窓の一本化を要望する。例えばブロック塀の安全対策の調査は、当初はほぼ同じ内容であったが、その後のフォローアップ調査の内容が異なるなど煩雑であった。 ○類似内容の調査が複数省庁から照会されることにより、事業者、行政ともに事務負担の増大が生じている。 ○類似内容の調査が複数省庁から照会されることにより、事業者、行政ともに事務負担の増大が生じている。 ○回様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生している。また、本件については、行政側のみの都合により、全てのことも園運営事業者に対し負担かけていることから、早急な改善を求める。 ○当市でも同様に事務の煩雑さき感じているところ。同様の趣旨の調査であるため、調査の一本化と両省間の情報共有を求める。 ○当市でも同様に事務の煩雑さき感じているところ。同様の趣旨の調査であるため、調査の一本化と両省間の情報共有を求める。 ○過盲は同一と思われる調査であるが、調査内容が微妙に異なることや、厚生労働省と文部科学省の調査時点(それぞれ3月31日と4月1日時点)が異なることで、それぞれの調査別に回答する必要が生じ、回答する市町村や施設側の事務負担が大きい。事務負担軽減のためにも一本化を検討して欲しい。 ○厚生労働省と文部科学省それぞれから調査が依頼され負担となっている。 ○厚生労働省と文部科学省それぞれから調査が依頼され負担となっている。 ○認定こども園の耐震化調査について、厚労省と文科省から同一の調査があり、施設への紹介回答等事務負担が生じている。また、調査の対象ととも関係を表する。	の達成目標(2020年度末までに耐震化率約95%まで向上)を測る指標となっていることから、統一化を図る時期等について慎重に検討を重ねた上で対応してまいりたい。 【厚生労働省】 調査時期・時点については、社会福祉施設全体で2020年度末まで耐震化率95%という目標を掲げていることから年度末時点の情報を把握する必要があり、時期の変更は困難である。
226	Bす和		施設整備交 付金等の申 請に係る手 続きの簡素 化	・認定こども間に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科 省、保育所機能部分は厚労省から支給される仕組みとなっており、交付申請 等の略も同じような申請を文料名、厚労省にそれぞれに提出する必要があ る。 そのため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、別々の窓口に提出し なければならないなど、過度と事務負担を強いられている。 ・文科省分の交付金については要綱に基づ、間接権助、厚労省分の交付金に ついては法律に基づく値接補助をよっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道所県と国に対してそれぞれ作成せおばならない。 ・両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でないと工事への着工が 許されていないことから、工財の道正な管理に支端をきたしている。(平成30 年6月分内示 文科省:6月27日、厚労省:6月8日)	れ、事業者、市町村、県の事務の効率化が期待されるとともに、事業者における施設整備工事の円滑な実施に資する。		科学省、厚生事	会	会共同提案	県市愛市大市西わ県広市高市鹿、知、阪、宮じ、島、知、児須新県豊府兵市市島市愛県熊島間、田、庫、、根、媛、本市川県豊市大県南島県徳県大市、橋、阪、あ取、島、村、	○協議書の提出は国際企と支利ない分けて間出するが、株式は同じものである。そのため、一方のでから軽は保軽があると、意工後の検索とも分片方の常には透析する必要があり事務が変刺しなる。初した一本化することにより非常の効率がが増生される。また、関連機能があると、では、対している。というでは、これでは、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然	- 事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 - 協議株式の統一化 ・福助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 管理 番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 補足	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
	<u>資料</u>	 資料 【全国知事会】 認定こども園については、同一施設が複数省庁の所管となることで事務が煩雑となっていることから、施設整備交付金の一本化と同様に耐震化の調査についても一元化を図ること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 		✓ 当該調査は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」における耐震化率の達成目標(2020年度末までに耐震化率約95%まで向上)を測る指標となっているこから、統一化を図る時期については慎重に検討する必要があるものの、提案を踏ま調査の統一化に向けて関係省間で調整してまいりたい。	と (12)私立学校施設の耐震改修状況等調査及び社会福祉施設等耐震化調査
220 内示時期や協議権式の統一化を関っても、事務の類雑さい場合の複雑さによる過度 一なりため、文付金型にカー本化を関るなど、事務手続の効率化を進め、更なる事務 気担の経験を図っていたださない。	- 【大阪府】 回答いただいている対応では、支障事例(両名へ提出することによる事務の規種である大本事務負担、申請外容に対する向名の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を指定えた申請窓口一元化といる提案に対する回答としては、不十分を考える。申請窓口一元化による事務負担の経滅に向け、早島なご対応をお願いしたい、【図書的】 左記により事務負担の経滅が図られているところであるが、窓口の一本化により更な事業・内示時期の統一化によって、幼保事権認認定とども個への移行が表、広名関が記していたがには、環境な安が計算や同一の内容にども選を高して、単元の場所・財産が必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとつてもメリットが実感できるように、早急に復患・耐酸機能を受けるが表していたが、それ以外の補助金申請書や実積報告書については同一の内容でなか所に提出する必要があり、また、環境な補助対象経費の接分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。	的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		認定こども圏に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議構成の統一化・特別対象等務負担の配置のできたところである。 ・今後も更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまりたい。	5【文館科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども関施設整備交付金保守の部の地方公共団体の非適性を図るなど、幼保連携型認定こども国等を登储する際の地方公共団体の事務負担告を減する方で検討し、令和元年度中に結論をい得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係南省:内関府及び厚生労働省)

	文部科学省	〕「最終的な調整結果」								
管理	提案区分	提案事項		制度改正による効果	III lin v.t. A frit	制度の所管	その他		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
番号	区分	提案事項 (事項名) 求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	耐度の所管 団体名 ・関係府省	(特記事項)	団体名	支障事例	各府省からの第1次回答
230	B 地方に対 そのする規制緩和	付時の公立 大学法人に 係る定款変 更について、 議会の議決 及び各省庁 の認可の廃止 (地方独立行政法人法第8 条第2項ただし書の適用範 囲の拡大や省庁の認可を 設立団体からの届出に変 更するなど)	【現状】 公立大学法人の定款の変更については、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでないとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示(平成25年総務省告示第395号)で定める軽微な変更は、従たる事務所の所在地の変更や設立団体である地方公共団体の名称の変更などであり、適用範囲は限定されている。 【支障事例】 以下のような場合にも、議会の議決及び各省庁の認可を受ける必要があり、県の事務的な負担が過大となっている。 不要財産の納付について、法第42条の2第5項の規定に基づき設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。 不要財産の納付後、法第8条第2項に基づき定款別表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が過大となっている。また、当該事案に係る各省庁への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事後報告的な意味合いが強いものと思料される。		地方独立行政法人 第8年2項、第42 条の2第1項・第2 項・第5項、第80条 地方令第2条 地方令省告示(平第395 年)	<u> </u>	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	県、長野県、		地方独立行政法人の定款変更の手続きについては、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項において、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会の議決に係らしめており、また、従来、地方公共団体が直接執行している公共性が高い業務を切り離して行わせることになるため、適正な運営を確保する必要性が高いことから、設立団体以外の者による一定のチェックという意味で、総務大臣等の認可に係らしめている。その上で、同項において、政令で定める軽微な変更は、議会の議決並びに総務大臣等の認可が不要とされているが、この場合の軽微な変更とは、従たる事務所の所在地の変更や、地方公共団体や所在地の名称の変更等とされており(地方独立行政法人法施行令第2条)、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続きを簡素化するものである。不要財産の納付による定款変更については、法人の財産的基礎に係るものであり、①地方独立行政法人は、業務を確実に実施していくために必要な資本金あるいはその他の財産的基礎を有しなければならないこと(法第6条第1項)、②地方独立行政法人を設立し、法人を適正に運営するために様々な権限を有している設立団体たる地方公共団体の位置付け・性格に鑑み、設立団体たる地方公共団体が地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上を必ず出資しなければならないこと(同条第3項)と規定しており、従たる事務所の所在地の変更等と同等の軽微なものと位置付けることなどにより現行の手続を簡素化することはできない。
237	B 地方に緩 地方に緩 本規制緩 医療	加算 I 」の認定に係る勤務証明書の発行・収集業務の負担軽減 を図り、そのデータで一名といる任組みの構築できる仕組みの構築できる仕組みの構築できるい場合に例外的に認められている年金別の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	「処遇改善等加算 I J の認定のためには、各保育施設等の保育士等の経験年数、前続年数を確認する必要があり、各保育施設等が新たに雇用した保育士等については、当該保育士等が勤務した施設が発行する勤務証明書を自治体が確認し、加算の認定を行っている。 しい、算定の対象となる施設等でのキャリアの全期間を確認するためには、当該期間の全ての勤務証明書が必要であるが、待機児童解消をめざして新規施設を増設している中で保育士等の他法人への転職も多く、自治体の確認作業が膨大なものとなっている。また、保育士等にとっては、転職する度にこれまで勤務した職場の勤務証明書を提出する必要があるが、前職場がなくなっている等の場合はその期間の勤務の確認が困難となる場合があり、また、施設としても、退職した職員分の証明の再発行作業を長期間強いられることとなる。現在、全国展開している保育等事業者も多く、全国一律で対応する必要があると考えており、保育士等の処遇改善は全国的な課題である中、国も「処遇改善等争加算」の拡充で処遇の改善を図っていることから、例えば、国のもと全国一律で保育土の勤務状況のデータベース化を図り、保育土証やキャリアアップ研修の受講記録等を集約し、そのデータで加算認定ができる出組みの構築・条金加入記録等だけで保育士等の加算認定ができるよう制度を改正する等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	つながるとともに、保育施設等の証明書発行にかかる事務負担軽減につながる。 また、「処遇改善等加算 I 」の認定にかかる自治体の事務負担軽減と、事務の適正化が図られる。	法 公定価格に関する	科学省、厚生 県、京都府、 労働省 京都市、大阪 府、堺市、兵		市鎌市池市富大町市広市市、、倉、田、田阪、、島、、島、大川市、田、田阪、、島、、、崎、田、槻市、あ根、世分市浜市吹市、島わ県徳保県、松、田、東本じ、島、、松、田、東本じ、島、	〇当市でも、保育士等対象職員が他法人への転職や出産に伴い退職し、別法人へ再就職する等により前歴証明が毎回必要となる状況が増えており、その都度全ての証明書を整える事は保育士等対象職員にとっても負担が増大している。また、その確認作業を行う自治体	士に限らず、全ての常勤職員であり、また、その職歴も保育所に限らず学校教育法第 1条に定める学校等での経験年数も合算するものとしていることから、保育士の勤務 状況だけをデータペース化したとしても、必ずしも事務負担の軽減に繋がらないと考える。また、「公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.12)」の127においてもお示ししているとおり、個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、国として一律の証明書を求めるものではなく、職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録など、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料であればよく、勤務証明書を原則としているわけではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 管理 番号 補足	各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
現立団体の長が不要財産の納付の認可を行う際は、地方独立行政法人法(以下 法」という。)第42条の2第5項により、評価委員会の意見を聴くともに、議会の議決を経なければならないとされており、一定の手続を行った上で認可している。このため、法第8条第2項において定款を変更する際、議会の議決及び大臣認可が必要とされる理由として挙げられている、「設立団体の意向の反映」や「恵正な運営を確保するための設立団体以外の者による一定のチェック」については、上記手続によって担保されていると考える。同様に、法第6条第1項、第3項において定められている法人の財産的基礎に関する規定のチェックについても、担保されていると考えている。また、政令等で定める軽微な変更については、法人の性格や業務内容等に影響を及ぼさないものについて定款変更の手続を簡素化するものであることは理解している。不要財産の納付による定款変更と、所在地の変更等による定款変更を同等の位置づけとすることを求めている訳ではなく、一定の手続を経て認可され、法人の性格や業務内容等への影響に関してチェックを受けている不要財産の納付について、定款変更に係る手続を簡素化することを提案しているものである。以上を踏まえ、再検討していただきたい。	一 —	【全国市長会】 提案の実現に向けて、検討を求める。	○設立団体以外の者による一定のチェックを行うとしても、それが大臣認可でなければならない理由をお示しいただきたい。 ○議会における実質的な議決という観点から、不要財産納付認可時と定款変更時の、二度の議会の議決は必要ないのではないか。 ○他に、今回の提案における支障を解消する方法があれば、お示しいただきたい。	地方独立行政法人の定款は同法人の基本的事項を定めるものであり、その大臣等による認可については、従来、地方公共団体が直接執行していた公共性の高い業務を切り離して行わせている地方独立行政法人の適正な運営を確保する必要性が高いため、設立団体以外の者による一定のチェックを行うとともに、地方独立行政法人制度を所掌する立場により制度の統一的な運用を確保する観点から必要とされるものである。類似の制度(地方三公社)においても同様の構造になっており、大臣等による認可を省略・簡略化することは難しい。なお、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)による改正で設けられた地方自治法第245条の3第5項においては、自治事務の処理に対し認可等の国又は都道府県の関与を要することとすることのないようにしなければならないとしつつ、地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合については、例外的に国又は都道府県の認可等の関与の必要性を認めており、地方独立行政法人の設立及び定款の作成・変更の認可はこの考え方とも整合するものである。不要財産の納付に当たっては、特定の財産の納付について議会の議決を求めるものであるが、不要財産の納付を契機とした定款変更に当たっては、当該不要財産納付が法人の基本的事項全体に与える影響を踏まえて、設立団体の意向を定款に適切に反映させる観点から、議会の議決を求めるものである。両議決は、その趣旨を異にするものであって、一方の議決を経たことをもって他方の議決を省略することは難しい。しかしながら、不要財産納付に係る議決と定款変更の議決について、各団体の判断により、同時に上程することについて問題はないと考える。ただし、定款変更の施行日は納付のあった日以降になるよう留意する必要がある。多くの団体がこのような運用をしていると承知しているが、この旨周知してまいりたい。	(9)地方独立行政法人法(平15法118)公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。(関係府省:総務省) [措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]
237 「公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.12)」の127の内容について、確かに一様の証明書を求めるものではないと示されているが、この127の後段には、「事業所名、職理侵害す、雇用型員等)、雇用形態を(禁動・薬動等・動勢時間、雇用期間などの内容が確認できるような項目」が記載された資料で確認することを想定されている。まずは、このような資料が自動を調整。」以外に存在するのかご教示いただき上い、本市としては、国の「子育で安心プラン」の進展や、幼児教育・保育の無償化の実施に伴って、今後・保育の受け血が拡大するとともに、保育人材の流動化もまずまず進むさ考えており、保育上で展りすると考えているが、まずは必遇改善等加算の認定の多数を占める保育工資格を有する者のデータイース化を求めている。その実現に時間がかかるとした場合の暫定措置として、経験年数確認の事務負担の軽減を求めているが、勤務経明書を原則としていないのであれば、平戸位28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」(平成28年6月17日付け事務連絡)において、「事業所が原面しているなどの理由により、在職証明書等の取得が困難な場合」という例外的な場合に「加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料」をもって、当該職員の勤続年数を確認して差し支えないとなっていることから、この取り扱いが例外ではなく、職歴が把握・推認される資料」をもって、当該職員の動続年を確認して差し支えないとなっていることから、この取り扱いが例外ではなく、職歴が把握・推認される資料」をもって、設定できるよう、各種通知やFAQの見解の統一をしていただき、処遇改善等加算 「の経験年数確認の事務負担の軽減を今年度中にでも実現していただきたい。		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、当該事案については、交付金算定に伴い生じた事務と考えられるので、そもそ も補助金、交付金の自由度を高めることにより、補助金、交付金申請のための事務値 の軽減を目指すことも検討されたい。		データベース化については、第1次回答のとおり、一部の職員のみをデータベース化したとしても、必ずしも事務負担の軽減に繋がらないと考えている。 個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料で差し支えない旨の統一的な見解を改めてお示しする。	(10)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負 担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算 I (特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定

	提到	全区分									
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名) 求める措置の具体的内容		制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等		を名 (特記事			各府省からの第1次回答
	日 地規制 は おお は かん		認定こども園 係る制度及び施設整備の に係る制度 所管の内閣府への一元化	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と 園相当部分に分けて、それぞれ厚労金と大利名に申請する必要があり、 者と自治体の双方に相当の事務負担が全している。 特に保育室でおり、領籍な事務処理が発生している。 (中請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	事業 幼稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化することにより、同 一の内容で2か所に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修	の3、保育所等整備 交付金交付要綱、認	科学省、厚生 長会 労働省		市福き市愛市大市茨市西わ県徳県佐村市宮島方、島市、知、阪、木、宮じ、島、世市、崎市知田、須潟、田、槻、庫、、根、知市島市高保、宮市、事県い賀県豊市大市和県南島県愛県、本県鹿州、県、の、泉、あ取、媛、大		・事業募集や内示時期の統一化・ ・福助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。
293	日 地方に対 おおお おおお おおお おお おお お お お お お お お お お お		実地監査の 効率的な実施方法の周知等について、監査内容の弾力的な 運用を検討するにあたり、 好事例や留意事項を示すなど、効率的な実施方法を 周知していただきたい。	保育所に対する実地監査については、全ての施設に対して年1回以上実ることとされている。さらに認定こども園など複数の施設の実地監査もあるから、監査を実施する自治体の負担になっているとともに、監査を受ける。側にも大きな負担となっている。指導監査の方法については、厚生労働省通知により、「前回の指導監査累等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと」とされているが、監査内容で素化等を検討するにあたり、施設の安全や職員の負担等に配慮しつつ、ような対応が考えられるのか検討に苦慮しているところ。保育の質の確保や子どもの安全を確保するために、実地監査は必要でも理解しているが、保育料の無償化に伴い、年1回以上の立入調査を行うに原則としている認可外保育施設の増加など、監査対象施設が増えることができる時間も限られ、安全対策を行た保育内容、施設・設備の状況、職員の処遇状況、経理状況など適切なりの実施が難しくなっている。【監査対象施設数(中核市実施分除く)】・保育所:199、幼保連携型認定こども園:44 (1施設当たりの所要時間につる3時間。施設規模、指摘状況によって長時間に及ぶケースもあり)・認可外保育施設:38 (1施設当たりの所要時間は 1~2時間)計 281施設	ること としている認可外保育施設の増加など、監査対象施設が増えることが予想されるが、効率的な監査の実施ができるようになり、事務負担の軽減に資する。 の結の簡との あるとことを が予 含め 監査	38条、就学前の子ど	科学省、厚生労働省		大阪府、八尾市、南あわじ市、広島市、広島市、松山市、宮崎県	〇認可保育所・認定こども園の指導監査と、認可外保育施設の立ち入り調査を行う部署が分かれており、提案団体と同様の状況ではないが、子どもの安全確保、保育の質の向上等の観点から、指導監査、立ち入り調査で行う確認・指導等に求められるものは年々高度化しており、事務負担軽減の点から、実地監査の効率的な実施につながる対策が必要である。 〇認定こども園に対する「建学の精神に基づく特色ある教育活動の展開を踏まえた対応」など、対象や内容を明確に示していただきたい。 〇当県においても、提案団体と同様、保育所等に対する実地監査が多大な負担となっており、その実施方法の効率化が課題である。(※監査対象施設数(中核市実施分除く)…保育所:162、幼保連携型認定こども園:86(1施設当たりの所要時間は2~3時間。施設規模、指摘状況によって長時間に及ぶケースもあり)、認可外保育施設:23(1施設当たりの所要時間は1~2時間)計 271施設) 〇当市でも保育園、認定こども園、地域型保育事業所の施設数が年々増加しており、実地監査の効率化が必要であり、好事例や留意事	指導監査の効率的かつ効果的な実施状況等に関して調査を実施したことを踏まえ、都道府県等に対し、「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」(令和元年5月30日付け事務連絡)により、当該調査結果及び都道府県等における指導監査の効果的・効率的な取組の実施例をお示し、効率的かつ効果的な指導監査の実施に努めていただくようお願いしたところであり、対応済み。引き続き、都道府県等が保育所等の指導監査の際に提出を求めている書類等を精査した上で、監査事項の具体化・明確化を図るなど、更なる指導監査の効率的かつ効果的な実施のための方策を検討していく。

		ー - - - - - - - - - - - - -				
管理			全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容
番号 282 こ 定 定 票	見解 たれまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、効保連携型認 こととも関への移行が進み、広(観知が関られてきたとこうであるが、効保維度登録 こととも関への行くを一保健地に、いくかには、現域を担分計画を同ることが必 まての3)、国、自然・事業者のいずれにとってもメリットが実施できるように、早急に 関応していただきたい。		と		認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化	(令和元年12月23日閣議決定)記載内容 5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、今和元年度中に結論を
的査たしこつ	次回答にあるとおり、令和元年5月30日付け事務連絡の「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」により、指導監査における効果的・効率的な取組の実施例として、実施検査の際の重点項目を定め、前年の実施検査で指摘がなかった保育所は当該項目のみ実施するなどの実施例を示していただいとところである。 しかしながら、保育料の無償化に伴い認可外保育施設の増加が見込まれることから、これまで以上に効率的な指導監査の実施が必要となる。ついては、事務負担の軽減に資する更なる指導監査の効率的かつ効果的な方策について、速やかに検討のうえ、提示をお願いしたい。	【松山市】 2019年度中に結論を得るとしている事務の効率化の議論を進めていただき、委託の仕様書でも使えるレベルで画一的な方法で誰でも結果が同じになるような基準整理と判断基準の明確化を期待する。企業主導型の監査の委託仕様書が検討されていると思われるため、同様に公開すれば良い)また、保育所と同じ社会福祉施設でもある幼保連携型認定こども園についても併せて検討いただきたい。	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		更なる指導監査の効率的かつ効果的な実施のための方策については、今年度調査研究を行っており、指導監査において最低限必要な確認項目・提出文書等の精査を行うなど、自治体職員・保育士等の事務負担を軽減する方策を検討することとしている。	